

# 令和5年第2回

おいらせ町議会定例会

会議録第3号

おいらせ町議会 令和5年第2回定例会記録

おいらせ町議会 令和5年第2回定例会記録				
招集年月日	令和5年6月9日(金)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開会	令和5年6月9日 午前10時00分 議長宣告			
閉会	令和5年6月9日 午後2時20分 議長宣告			
応招議員	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	小向幸祐	2番	大浦陽子
	3番	小笠原伸也	4番	沢尾宏之
	5番	柏崎勉	6番	佐々木勝
	7番	澤上訓	8番	木村忠一
	9番	田中正一	10番	日野口和子
	11番	平野敏彦	12番	檜山忠
	13番	川口弘治	14番	西館芳信
	15番	吉村敏文	16番	松林義光
不応招議員	なし			
出席議員	16名			
欠席議員				
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	成田隆	副町長	小向仁生
	総務課長	成田光寿	政策推進課長	柏崎勝徳
	財政管財課長	岡本啓一	まちづくり防災課長	田中淳也
	税務課長	久保田優治	町民課長	松山公士
	保健こども課長	鈴木政康	介護福祉課長	澤頭則光
	農林水産課長	西館道幸	商工観光課長	柏崎和紀
	地域整備課長	栗嶋泰幸	会計管理者	小向正志
	病院事務長	田中貴重	教育委員会教育長	松林義一
	学務課長	福田輝雄	社会教育・体育課長	三村俊介
	選挙管理委員会委員長	田中直喜	選挙管理委員会事務局長	成田光寿
	農業委員会会長	松林勝智	農業委員会事務局長	西館道幸
	監査委員	柏崎堅一	監査委員事務局長	佐々木拓仁

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	佐々木 拓 仁	事務局 次 長	木 村 英 樹
	事務局 主 幹	原 本 愁 子		
町 長 提 出 議 案 の 題 目	1 報告第 2 号	令和4年度おいらせ町一般会計繰越明許費繰越計算書について		
	2 報告第 3 号	令和4年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について		
	3 議案第30号	おいらせ町監査委員の選任につき同意を求めることについて		
	4 議案第31号	おいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について		
	5 議案第32号	おいらせ町立児童館条例の一部を改正する条例について		
	6 議案第33号	令和5年度おいらせ町一般会計補正予算（第1号）について		
	7 議案第34号	令和5年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について		
	8 議案第35号	令和5年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第1号）について		
	9 議案第36号	令和5年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第1号）について		
議 員 提 出 議 案 の 題 目	1 議員派遣の件について			
	2 委員会の閉会中の継続調査申出について（議会運営委員会、産業民生常任委員会）			
開 議	午前10時00分			
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。（別添付）			
会 議 録 署 名 議 員 の 指 名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。			
	5 番	柏 崎	勉	議 員
	6 番	佐々木	勝	議 員

議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立 開会宣言	事務局長 (佐々木拓仁君)	<p>おはようございます。</p> <p>議場内の皆様をお願い申し上げます。</p> <p>議場内では携帯電話等の電源を切るか、マナーモードに設定くださるようお願いいたします。</p> <p>それでは、修礼を行いますので、ご起立願います。</p> <p>礼。</p> <p>ご着席ください。</p>
	松林議長	<p>おはようございます。</p> <p>ただいまの出席議員数は16人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(開会時刻 午前10時00分)</p>
一般質問	松林議長	<p>日程第1、一般質問を行います。</p> <p>昨日に引き続き、6席3番、小笠原伸也議員の一般質問を許します。</p> <p>3番、小笠原伸也議員お願いします。</p>
質疑	3番 (小笠原伸也君)	<p>3番、小笠原、議長のお許しを得て、一般質問させていただきます。新人議員の小笠原伸也でございます。私は町の発展と町民の方の幸福を願い、役場の皆さんと、それと議員の皆さんと共に歩んで、取り組んでまいりたいと思います。また、町民の方の小さな声を生かし、政治への関心を高められるよう、生き生きと活動したいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。本日、6月9日ロックの日ということで、テンポよくいきたいと思います。</p> <p>それでは、ふるさと納税に対する取り組みについて質問させていただきます。</p> <p>ご存じのとおり、ふるさと納税制度は、国民が好きな自治体、市町村を選んで寄附ができる制度で、利用者は全国で約740万人に達しており、年々増加しております。ちなみに、寄附金額が多かったの</p>

		<p>は、北海道紋別市で152億円、返礼品はホタテと聞いております。全国第2位は宮崎県都城市、これは146億円、ここは牛肉の産地ということでもあります。ふるさと納税制度の活用は、今後おいらせ町の財政を支える重要な位置づけと考えられると思います。</p> <p>質問です。(1) 2月22日実施のふるさと納税研修会についてお聞きいたします。</p> <p>ア、町内の事業者向けに商品のPRと販売拡大に向けた研修会、これは、3月26日の新聞に写真つきで大きく報道されております。</p> <p>そこで、その研修会の参加事業者数、具体的な研修内容、その後どうなっているのか。また、ふるさと納税制度に参加する事業者やその数、取り扱う返礼品等に変化が出てきているのかをお伺いいたします。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>答弁に入る前に、先ほど、小笠原議員の町民に向けた決意表明、大変頼もしく思いました。これから、一般質問を通じたり、議会活動を通じて、町のためにご尽力くださいますことをお願いとお祈り申し上げます。</p> <p>それでは、答弁に入ります。</p> <p>6席3番、小笠原伸也議員のご質問にお答えします。</p> <p>ご質問の研修会は、町観光物産協会主催のものでありますが、27の事業所、団体から32名が参加しております。</p> <p>研修内容としては、ふるさと納税の制度概要や総務省が示す基準と現在の町の取り組み状況等について、そして、ふるさと納税の全国的な市場規模や返礼品の傾向等について説明が行われています。</p> <p>また、研修会後には、当日実施したアンケート調査をもとに事業所を訪問し、これまで当町では取り扱いがなかった品目を含めて、新たな返礼品の登録に向けて準備・調整をしているところであります。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>3番</p>	<p>3番。</p> <p>ありがとうございました。</p>

答弁	(小笠原伸也君)	この研修会において、追加質問ですけれども、今年度の見通しというのはどんなもんですかね。今年度の見通し、手応え、どうなりそうなのか。このままいって安心なのか。はたまた、おいらせ町はちょっと心配かな。また、変化ないだろう。どういう見通しを持っていらっしゃいますか。
	松林議長	商工観光課長。
	商工観光課長 (柏崎和紀君)	<p>それでは、お答えいたします。</p> <p>研修会を終えてというのもありますけれども、この研修会において、結構関心を持ってくださる事業所さんが出てきているなどというのは感じております。</p> <p>ですので、これまで同様、これまで以上にということになるかと思えますけれども、積極的に事業所回り等をして、少しでも納税額等増やせるようにはしていきたいなと感じております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	松林議長	3番。
	3番 (小笠原伸也君)	<p>ありがとうございました。ということで、一応見通しは明るいかなという今のお答えだったような気がいたします。業者さんも、かなりこれに力を入れることによって、企業の商品開発にもつながるわけで、これは町としてもよし、事業者としてもよしということで、これはどんどんどんどんこの勢いに乗って、進めていってほしいなとそう思います。</p> <p>次の質問に入らせていただきます。</p> <p>令和3年度のふるさと納税件数と金額はどれほどか。また、おいらせ町は青森県内40市町村のうち順位はどうか。順位の変動があるかどうかもお知らせください。</p>
答弁	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	<p>お答えします。</p> <p>令和3年度の当町へのふるさと納税件数は1,681件で、その金額は2,270万6,000円でした。</p>

質疑	松林議長 3番 (小笠原伸也君)	<p>また、県内での納税額の順位は29位となっており、前年度の26位から順位を3つ下げています。</p> <p>以上です。</p> <p>3番。</p> <p>ありがとうございました。順位の変動があるよと。昨年度に比べて、下降みだという今のお返事でした。</p> <p>この事実、現状、これはどう捉えているのか。順位がこのまま下がっていったいいのか。はたまた、ここはあまり力入れないでいこうという、そういう取り組みなのかお聞きしたいと思います。</p>
答弁	松林議長 商工観光課長 (柏崎和紀君)	<p>商工観光課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>先ほども答弁させていただいていましたが、当然、ふるさと納税、これから力を入れますというか、今まで以上に何とかしていきたいなという思いは持っております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	松林議長 3番 (小笠原伸也君)	<p>3番。</p> <p>ありがとうございました。今まで以上に取り組んでいくというお答えだったと思います。ありがとうございます。</p> <p>次の質問に入らせていただきます。</p> <p>(2) ふるさと納税の主な寄附金の活用について。ア、人気の返礼品とはどのような品があるのか。また、上位3つぐらいとその件数、金額はどうなっているのかお伺いいたします。</p>
答弁	松林議長 町長 (成田 隆君)	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>全国的には、肉類、お米、果物が人気の返礼品と聞いております。</p> <p>令和3年度の当町の実績では、1位は生ハムセットで寄附件数367件、寄附金額440万4,000円。2位はホッキ貝で361</p>

質疑	松林議長  3番 (小笠原伸也君)	件、361万円。3位は、はちみつセットで290件、348万円となっております。 以上です。  3番。  ありがとうございました。おいらせ町にも様々な商品がありまして、全国から、他の市町村から、そういった返礼品が人気なものがあるということが分かりました。  追加質問ですけども、今後、新たな返礼品、これあるのかどうか。また、今後PRの仕方、これは一体どうなっているのかお伺いします。
答弁	松林議長  商工観光課長 (柏崎和紀君)	商工観光課長。  お答えいたします。 返礼品については、常に新しいものを発掘している状況でして、先ほど言った研修会以降も、何点か増えてはおります。  PRですけれども、町の広報紙とかホームページは当然ですが、ポータルサイト等がございますので、そういったのを活用しながらということになるかと思えます。 以上です。
質疑	松林議長  3番 (小笠原伸也君)	3番。  ありがとうございました。 次に入りたいと思います。  イとしまして、寄附金の使い道に指定がない場合、町が決めて事業に活用できますが、その活用状況はどうなのか。また、おいらせ町の予算に充当した事業の内容と金額はどれほどなのかお伺いします。
答弁	松林議長  町長	町長。  お答えします。



質疑	(成田 隆君)	<p>寄附金の使途に特に指定がない場合の活用については、主に町民の生活に身近な事業を想定して活用しております。</p> <p>具体的に令和3年度寄附金分では、指定のなかった寄附金額1,059万7,000円のうち、町内の学校や団体等に貸し出ししているバスの借り上げ料に559万7,000円、町内会運営交付金として450万円、百石高校の支援事業に50万円を充当しております。</p> <p>以上です。</p>
	松林議長	3番。
	3番 (小笠原伸也君)	<p>ありがとうございました。町としては、有効な活用されているということですから、これ端的に、納税金額が増えれば、もっともっと活用したいんだということで捉えたいと思います。</p> <p>行政から住民へのサービス、この充実、これにつながっていくのではないかとということで、各種農業関係、漁業関係、商業関係含めて、各種補助金、それから保育料、給食費、子育て支援とか含めれば、ありとあらゆるものに活用できるのではないかなと、そのように感じております。</p> <p>追加質問ですけれども、昨日、これは質問ではありません。昨日一般質問でも出ました定住助成金、甲洋・下田小学校学区の子育て支援ということで定住助成金、これにも使われているらしいですよ、これね。町内会活動、昨日も一般質問出ました。今町長から答弁ありましたけども、450万円ということで、これはふるさと納税金額によっては、もっともっと500万円とか1,000万円とか、近い将来出せるんじゃないかなと、今お話を聞いて、そういう流れかなと感じました。ありがとうございます。</p> <p>続きまして、次の質問に入らせていただきます。</p> <p>ウ、寄附金は収入、他の市町村から入ってくる寄附金、これは収入としまして、当町の税金、逆においらせ町内から、町民の方が他の自治体にふるさと納税をした場合、これは流れた金額、これを支出とすると、令和3年度の収支状況、これはどうなっているのか。また、何かしらの国からの支援とか補填とかあったのかどうか。これをお伺いします。</p>

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>令和3年度の寄附金収入は、先ほど述べましたように2,270万6,000円になります。</p> <p>対して、町民が他の自治体へ寄附した金額は3,861万5,100円で、そのうち町民税から控除された分、小笠原議員がおっしゃる支出のことですが、1,926万635円です。</p> <p>これを差し引きすると、344万5,365円のプラスとなります。</p> <p>さらに、町民税から控除された金額の75%は、普通交付税で措置されます。いわゆる国からの支援という形で、その額を計算しますと1,444万5,476円ですので、先ほどの収支金額を合わせますと、最終的には1,789万841円が町の収入金額となります。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>3番 (小笠原伸也君)</p>	<p>3番。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>このふるさと納税に参加することによって、今町長からもお話しありました1,789万円、これはプラスとなっておるということで安心いたしました。</p> <p>ちなみに、データでは、例えば神奈川県横浜市だと、ああいう大都市だと230億円、これが、税収が減っているのだそうで、かえってふるさと納税やったから減っているという自治体もあるよということで、おいらせ町はそういうことはなく、プラスになっているということで安心いたしました。</p> <p>次の質問に入らせていただきます。</p> <p>(3) 現在商工観光課の職員の方、主担当1名の方、それから副担当の方1名ということで、2名の方が一生懸命対応されているということのようです。この職員2名の方が対応している「ふるさと納税」について、ア、今後のふるさと納税の目標順位、町としての目標順位と目標金額、これがありましたらお知らせください。</p>

<p>答弁</p>	<p>松林議長  町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。  お答えします。 ふるさと納税で、目標順位や金額を明確に掲げてはおりません。 1つの目安として、今年度の予算で寄附金収入を2,400万円として計上しております。  以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長  3番 (小笠原伸也君)</p>	<p>3番。  ありがとうございました。明確な金額、目標順位とかないということ、ただ、2,400万円は予想して入れているよというお話だったと思いますけども、これはランキングというか、順位が全国的に、青森県でも出て、おいらせ町は先ほどお話出たとおり、29番目ということで、順位が出るということの意識ですね。ここは大事に考える必要があるんじゃないかなと思うんですね。やり方次第によっては、財源確保できると。おいらせ町はそんな財源余っているわけではないので、あれこれ補助金ほしい。道路を直してほしい。様々な要望があるわけで、そういったものに応えるためにも、住民のサービス、行政サービス、住民へのサービス向上のためにも順位というのを意識して、これはある意味競争だと思うんですよね、自治体間の競争。そう思われるんですが、これ担当としてはどのように考えていらっしゃるんですか。順位が出ているから競争じゃないかなと思うのですが、担当ではどのようにお考えですか。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長  商工観光課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>商工観光課長。  お答えいたします。 順位等、確かに出ております。当然順位が上がれば額も上がるんでしょうけども、基本的に順位というよりも、納税額を何とか上げたいなということで、確かに1位であれば、今10億くらいが青森県の1位だと思っただけなんですけども、確かに順位上がることでというのはあるんですけども、順位よりは何とか納税額を上げていくように取り組みをしたいと思っています。順位が、例えば30番であっても、今5,000万円とか、そう増えれば、町の収入が増</p>

質疑	松林議長  3番 (小笠原伸也君)	<p>えたということになりますので、金額を何とか上げるように、努力はしていきたいなと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>3番。</p> <p>ありがとうございました。金額が増えるように取り組んでまいりたいというお話だったと思います。今よりもさらに充実した取り組みをされるんだなということを感じました。</p> <p>次の質問に入らせていただきます。</p> <p>イ、納税額青森県1位、これは弘前市の10億円になっています。これは、弘前市はリンゴの産地でいらっしゃるの、リンゴが返礼品ということで、そこも人気あるかと思えますけども、とりあえず、1位になっている弘前市は10億円。今後おいらせ町も納税額が増えた場合、どのように対応するのかお伺いします。</p>
答弁	松林議長  町長 (成田 隆君)	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>ふるさと納税の寄附金額がかなり増額することになりますと、事務量が増え、現状の体制で対応が困難になるようであれば、当然、相応の人員体制を整備する必要がありますが、現在の状況が推移する限りでは、現在の業務体制が基本となりますし、専門の課内室の設置も考えてはおりません。</p> <p>以上です。</p>
質疑	松林議長  3番 (小笠原伸也君)	<p>3番。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>質問の後半で、私言いそびれておりましたけども、新たな部署、これ、新設の考えはないというお答えでした。現状では、2,400万円ほど、これは想定しているということでもありますので、これは万が一、1億、2億、弘前のように10億ぐらいになった場合には、2人体制では、これは無理だなというのは誰でも分かることかなと思いますけども、そのときには検討されるという内容だったと思いま</p>

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p>	<p>す。</p> <p>私はこの茨城県境町というところを例にして、ふるさと納税のイのところですね。イのところの2行目、茨城県境町には「ふるさと納税推進室」が設置されているが、対応する部署を新設する考えはないか。このふるさとじゃなくて、茨城県の境町、ここどうして取り上げたかという、このおいらせ町とほぼ人口が同じぐらいなんです。規模が、町の規模が同じぐらい、2万4,000人程度だと思いました。人口がほぼ同じですが、ふるさと納税によって、昨年度50億円を超えているということでお聞きしております。対応する役場の方が3人なんだけれども、役場とちょっと切り離して、ふるさと納税公社ですね。公社というのがあって、そこに専属の人が、ふるさと納税のために10人活動しているということであります。やっぱり50億ぐらいになると、そういった10人体制プラスあと役場の正職員3人でやるんだなという、そういう動きになっているので、町の参考になれば、私こうやって議員になったので、ぜひここ検討していただきたい。町のためになるのではないかなと思って、質問をさせていただきます。</p> <p>追加質問になるのですが、例えば、その茨城県境町、あとほかにもいっぱいあるのですが、先進地視察等の予定があるかどうか。そういった参考になる市町村あれば、どんどん出向いて行って視察をすると、学んでくるということも大事かなと思います。その先進地の予定があるかどうかお聞きしたいと思います。</p>
	<p>商工観光課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>商工観光課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>先進地視察ということで、一番近いところでは、実はV I S I Tはちのへさんも、八戸市さんですけれども、納税額が低かったのですが、V I S I Tはちのへという団体のところに委託したところ、3,000万円か4,000万円が1億円を超えたりとかしている事例ですとか、あと久慈市、昨年行ってまいりましたが、久慈市の担当が行ってまいりましたが、久慈市の事例とかも研修させていただいていますので、適宜そういうのがあれば実施はしたいなど。担当なりが行って学んでくる機会を設けたいなどは思っております。</p>

<p>質疑</p>	<p>松林議長  3番 (小笠原伸也君)</p>	<p>以上です。</p> <p>3番。</p> <p>ありがとうございました。視察も現在もう既に実施しているよと いうことでありますので、久慈なり、もう他県にも行ってでも、行く ことによって、プラス1億円とか、もしなったら、これは得したとい うことになりますので、どんどんそういう視察、行ってほしいなと 思っております。</p> <p>これは今月号の「広報おいらせ」になるのですが、こちら見ると、 6ページ、7ページにも、町長政策公約の進捗状況ということで載 っております。町長がかなり頑張っていってらっしゃるんじゃないかな と思います。町民の方も安心して、多分町長に対する信頼度もかな りアップしているんじゃないかなと思うのです。有言実行といいま すか。ほとんど町長の公約が、ここ1年ちょっとの間に、もう公約が 実現されているということで、素晴らしいと思います。</p> <p>この公約にないのですが、ふるさと納税追加公約ということで項 目を上げて、町長が先頭に立ってふるさと納税に力入れるという、 これやっていただければ、かなりふるさと納税の金額・順位アップ するんじゃないかなと、私はそう思うんですね。</p> <p>ということで、追加質問になるんですが、町長のこちら公約にな いんだけど、ふるさと納税の順位・金額、具体的に載せる。追加質問 的なものはないかどうかお聞きしたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長  町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>大変励ましてくださってありがとうございます。職員たちも大変 喜ぶと思いますので、ありがとうございます。</p> <p>そして、またふるさと納税に対しまして、公約として追加したら どうですかという新たな提案でありますけども、今現在、公約とし ては掲げていなくても、新たな商品開発、あるいはインターネット 等で、いろんな部分で、どうしたら増やせるかということで、返礼品 見ますと、ほとんど北海道に劣らないような肉とか魚、ホッキ貝あ るんですね。それが、なぜ北海道とか多いところに負けているの かなということで、同じもので負けるということは、宣伝が下手で</p>

<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>3 番 (小笠原伸也君)</p>	<p>ないか。売り込み下手でないかという部分で、今副町長トップとして研究していますので、少しずつではありますけども、金額は増えていくのかなという気がしておりますので、公約は掲げませんが、努力はしているということをお分かりいただければありがたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>3 番。</p> <p>ありがとうございました。努力を今後も継続していかれるというお話でした。ありがとうございます。</p> <p>それで、次の質問に入らせていただくのですが、ウの最後の質問に入りますけども、企業版ふるさと納税制度（人材派遣型）、これですけども、現在役場の職員の方も、もう忙しくて手いっぱいだと。あと、1人でも2人でも職員ほしいなという、各課でそう思っている課長さんたくさんいるかと思うのですよね。残業も多い。1人でも人が、職員がいてくれれば助かるということで、この企業版ふるさと納税（人材派遣型）ということで、企業版のふるさと納税、この仕組みがあるよということで、どういうものかということ、専門的知識、ノウハウを有する企業の人材の地方公共団体等への派遣を行うとあるようです。これ人材型派遣、この活用を考えていらっしゃいますかお伺いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>企業版ふるさと納税、これ通称人材派遣型と言うようですけども、では簡単に申しますと、企業が企業版ふるさと納税の寄附と合わせて、従業員を自治体の「職員」として派遣した場合に、企業版ふるさと納税による寄附金をその人の人件費に充当できる制度であります。自治体としては、実質的な人件費を負担することなく、専門知識や経験を持つ人材を受け入れることができるというメリットがあるとのことでもあります。</p> <p>しかし、企業版ふるさと納税は、町が寄附金活用事業を企画・立案し、企業へPRや趣旨説明などの働きかけを行った上で、町と企業</p>

		<p>の思いがマッチした際に成立するものでありますが、取り組みに当たってはノウハウや人的資源が不足しており、現在は活用できておりません。</p> <p>今後も、引き続き情報収集を行い、ノウハウを蓄積した上で、この制度を活用できるように努めていきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>3番 (小笠原伸也君)</p>	<p>3番。</p> <p>ありがとうございました。将来的には、活用を検討されるということだと思います。</p> <p>現在活用している公共団体、これはもちろんあるわけですが、どのように、どこが活用しているか。これは把握されていますか。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>人材派遣型として、どこが活用しているかということに関しては、把握をしておりません。</p> <p>町長の答弁に追加で補足をいたしますと、この人材派遣型につきましては、単に企業から町に従業員が来るというようなものではなくて、町で地方創生に資するプロジェクト事業を立ち上げるということに、まずそこが前提になりまして、それを国が認定をすると。それに対して、企業が寄附をしていただくというのが、まず企業版ふるさと納税のベースになります。その企業が寄附をする事業に対して、寄附金と一緒に従業員も派遣をするということになりますので、その派遣された従業員というのは、何の仕事をしてもいいということではなくて、町が企画したプロジェクトに従事するというのが前提になりますので、まずはそのプロジェクトを町が組み立てるところが、第一の関門になると思っております、なかなかそこが難しいなというのが、今の実情でございます。</p> <p>質問に戻りますけれども、今のところ、その人材派遣型で活用している自治体については把握をしておりません。</p> <p>以上です。</p>



質疑	<p>松林議長</p> <p>3番 (小笠原伸也君)</p>	<p>3番。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>とりあえずニュースですと、まだ青森県では、そういった活用したところはないということですけども、東北地方、あと全国的にはもちろんあるわけなので、ぜひ検討して、来年度からでも実施できそうなので、やってみたらいかがかなと、そう思っているわけです。あと、質問ということではないのですが、ずっと質問させてもらって、お答えもいただきました。早い話が、ふるさと納税制度、いまいち町民から見ると、順位が29位というのは、やっぱがっかりするんじゃないでしょうかね。ぱっと見た感じ、本腰まだ入れていないなど。おいらせ町は住みよい町、そういうことで1位になっているわけですから、ぜひ、このふるさと納税でも意識した取り組み、今後も続けてほしいなと思いますけども、ふるさと納税の寄附金の活用、これ本当に様々使えるということであります。ざっと見ても、昨日の一般質問でもありましたけども、子育て支援の充実、それから保育料の無料、あと給食費、現在町は給食費、小中学校無料化になっておりますけども、食材がかなり高騰しているんだと思うのですね。そういった食材費の高騰に補填する。もっとメニューを充実させるとか、あとは高齢者向け、こういった取り組み。例えばふれあい・いきいきサロン、これは各町内会で実施しているんですけども、年間8万円ぐらいの町からの補助費が出るんだそうですが、これを10倍ぐらい出したらどうでしょうか。これ喜びますよ。</p> <p>そういったことで、どんどん活用していく。あと、町内会の問題も生じてありますけども、町内会の会長も困っているようです。そういったところに補助をするっていうことを充実させる。そのような様々なことが考えられますので、今後も町民の期待に応えて、簡単に言うと、本腰を入れて取り組んでいくべきものかなと、そう思います。順位をまず定めて、それから青森県で何番目を目指すんだという強い意識、あとは町長のトップセールスでもって、他県、東京とかに出向いてもらってPRする。そういう力強いお考えを期待したいと思います。本日は大変ありがとうございました。</p>
	<p>松林議長</p>	<p>これで、3番、小笠原伸也議員の一般質問を終わります。暫時休憩いたします。10時55分まで休憩いたします。</p>

		(休憩 午前10時41分)
	松林議長	休憩前に引き続き、会議を開きます。
		(再開 午前10時55分)
質疑	松林議長	引き続き、一般質問を行います。 7席13番、川口弘治議員の一般質問を許します。 13番、川口弘治議員。
	13番 (川口弘治君)	議長のお許しを得まして、通告どおりの一般質問をさせていただきます。一問一答方式で、よろしくお願いいたします。 まずは、第1点目の交通安全対策についてでございますが、(1)横断歩道等の白線未整備状況はどうなっているか。まずは伺います。
答弁	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	7席13番、川口弘治議員のご質問にお答えします。 まず、横断歩道についてであります。県公安委員会が管理しており、町内に国道・県道・町道合わせて198本設置されております。白線が薄くなっている箇所については、順次整備すると聞いております。 次に、町道のセンターラインや外側線についてですが、未整備の延長は把握しておりませんが、毎年10キロメートル程度の整備をしておおむね5年に1回程度、交通量が多いところではもっと短い期間で、交通量が少ないところではもっと長い期間で、順次整備しているところであります。 以上です。
	松林議長	13番。
質疑	13番 (川口弘治君)	ありがとうございます。 横断歩道につきましては、県に、特に学校周辺に要請をひとつこ

答弁	松林議長	れからもよろしくお願ひします。
	町長 (成田 隆君)	それでは、次の質問ですが、(2) 町民から道路の見通しが悪く危険であると指摘要望があると思うが、町はどのように対応しているかお伺ひいたします。
質疑	松林議長	町長。
	13番 (川口弘治君)	お答えします。 交差点やカーブなど見通しが悪い箇所については、現地確認をした上で、カーブミラーなどを設置するなど、順次対応しているところ です。 また、雑草が生い茂って見通しが悪い箇所については、必要に応じて草刈りを行っております。 以上です。
答弁	松林議長	13番。
	13番 (川口弘治君)	ありがとうございます。 次の質問ですが、町道の草刈りは年何回行われているかお伺ひ します。
質疑	松林議長	町長。
	13番 (川口弘治君)	お答えします。 町道の草刈りは、決まった路線を決まった回数で行ってならず、 状況に応じて対応しております。 令和4年度の草刈り実績を年換算しますと、3回程度になります。 以上です。
質疑	松林議長	13番。
	13番 (川口弘治君)	私の記憶が正しいかどうか。ちょっと記憶違っていたら、申し訳 ないですが、たしか年4回以上の草刈りをしていたという記憶があ るのですが、そうであれば、3回に減った。その理由については、ま た再質問ですが、お願ひしたいと思ひます。

答弁	<p>松林議長</p> <p>地域整備課長 (栞嶋泰幸君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>基本的に、過去については、年間4回程度やっていましたが、やはり現在いろんな人件費の高騰とかあります。そうした中で、予算の範囲内でやっていますけども、どうしても昨年度は3回程度の実績になったということでもあります。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>13番 (川口弘治君)</p>	<p>13番。</p> <p>予算が厳しいということではありますが、これについては、また今後いろいろお聞きしたいと思います。</p> <p>次に進みます。</p> <p>(4)の運転免許証を返納した高齢者に対して、救済する考えはないかお伺いします。これは、以前にも議会で質問された経緯があると思いますが、そういう町民の声がありましたので、私からも改めて質問させていただきます。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>運転免許証を返納した高齢者に対しての救済については、役場内の関係課による会議で検討した経緯があり、その中の議題の1つに、令和4年度からのデマンド型交通の導入後に協議することとしております。</p> <p>1年半経過した現在、おいらバスの運行状況や利用状況などを検証し、検討することとしております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>13番 (川口弘治君)</p>	<p>13番。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>ご存じのとおり、心配されるのが高齢者宅、お2人で生活されて</p>

答弁	<p>松林議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>いる。免許証がなくなって、生活難民、そういうことも言われることのないように、これから検討していくということですので、実態の把握もよろしくお願いたしたいと思います。</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>2の事務事業評価について。(1) おいらせ百石、下田まつりは何年に始まり、何年間行われたかお知らせください。</p> <p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>百石まつりの起源は明治13年、西暦に直しますと1880年だそうです。で、今年で143年となります。</p> <p>下田まつりは昭和27年、西暦1952年から始まり、今年で71年となります。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>13番 (川口弘治君)</p>	<p>13番。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>(2)の両祭りについて、評価結果はB判定です。評価の根拠について伺います。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>事務事業評価におけるB評価とは、「事業は継続するものの、その内容や方法について改善・見直しを検討すべき」というものであります。</p> <p>B評価とした理由は、百石まつり、下田まつりの両祭りは、観光物産協会主催の事業でありながら、ほぼ役場職員がスタッフとして運営している実態があること、両祭りは、おいらせ町誕生以来、統合を検討していくべきではないかとの意見がありながら、なかなか進展がなかったことなどから、これらを見直していくべきとの理由によるものであります。</p> <p>以上です。</p>

質疑	<p>松林議長</p> <p>13番 (川口弘治君)</p>	<p>13番。</p> <p>ありがとうございました。 次の質問にいきます。</p> <p>(3) 両祭りは、伝統と脈々と続いてきた町民の思いと楽しみがあると思います。このようなことは評価されなかったのかお伺いいたします。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>両祭りは、長年の伝統の重みや町民が交流する貴重な機会であり、観光振興や経済活性化に資するものであると思っております。</p> <p>しかし、新型コロナウイルス感染症により、両祭りが3年間途切れたことや、少子化の進行により、引き子や白丁の子どもたちの確保も難しくなっていると聞き、祭りの継承が危ぶまれている状況にあると思っており、現状のままではいずれ先細りになるのではないかとこの危機感を持っております。今後もおいらせ町の祭りを継続していくためには、改善・見直しは必要であると思っております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>13番 (川口弘治君)</p>	<p>13番。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>担当課にお伺いします。この事務評価をするに当たって、この評価によって、総合計画として来年度の計画に実施されていく。まず、そのような形になるのでしょうか。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>それでは、お答えをしたいと思います。</p> <p>この事務事業評価につきましては、役場の中の事務事業を今後どのようにしていくかということの評価するというものでございますので、そういう意味では、評価の結果は総合計画という一番最上位</p>

<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>13番 (川口弘治君)</p>	<p>の計画ではなく、どちらかと言えば、実施計画という1年ごとに見直していく計画になりますが、そちらに反映をされて、例えば見直しをするという結果になれば、その内容を反映させた形で、実施計画を組んでいくということになります。</p> <p>以上です。</p> <p>13番。</p> <p>分かりました。この事務評価、先ほど町長から答弁いただきましたが、1つにすべきだとかそういう流れというのは、合併当初から私もいろんなものに携わって活動してきた、そのように思っていましたし、確かにそうしなければならないというのを聞いて、流れの一環かなとは思いますが。</p> <p>そこで、この事務評価をするに当たっての評価委員、町民の方、学識経験とか、たしかそういう方のメンバー構成で評価されて、その前には、庁内でこれはどういう組織なのか。ワーキンググループか何か。そういったことでの1つの評価、その2段階で、この評価表が出てきている。</p> <p>評価に当たって、両祭りを1つにするという、そういう評価委員の皆さんに、例えば冒頭に聞きました歴史があるんですよ。町民の伝統があつて、楽しみにしているんですよという、そういったもののレクチャーは行われていたのかどうかお聞きします。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>それでは、お答えをいたします。</p> <p>この事務事業評価の段取りといいますか、流れについて若干ご説明をいたしますと、まずは一次評価ということで、各担当課がそれぞれの所管している事務事業につきまして、シートを作成して提出をしていただきます。それが自己評価という形になりますが、それを受けまして、今度は2次評価ということで、内部での評価になりますけれども、その提出されたシートをもとに、担当課からヒアリングをしながら、その担当課の評価がまたどうなのかどうかということについて評価をしていきます。その2次評価の庁内、役場内での委員につきましては、三役それから総務、政策、財政、まちづくり</p>

<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>13番 (川口弘治君)</p>	<p>防災課の4つの課長で組織したもので内部評価を行っております。</p> <p>その次に、外部評価という形で、外部といいますか、学識経験等の方からご意見をいただいております。委員長には、青森公立大学の教授をお願いし、そのほか様々な各分野の代表の方から構成される委員、7人の委員で外部評価をしております。</p> <p>その外部評価をもとに、さらに最終的に総合評価ということで、役場内で決定をしていくというような段取りを踏んでいるところでございます。</p> <p>この評価に当たって、祭りの歴史とか、あるいは重要性等について、しっかりとレクチャーしたのかというご指摘でございますけれども、まず担当課がつくる評価シートの中には、例えば百石まつりであれば、明治13年に始まった歴史的な価値がある祭りであるというような事細かな内容を記載をしております、それをそれぞれの評価委員会の中で説明をしながら、それを参考にさせていただいて、評価をしていただくというようなことで、進めてきているところでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>13番。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>私もその外部委員会のメンバーのお1人から、どのような形でレクチャーを受けたかというのは聞いております。</p> <p>こういう伝統祭りについての説明の在り方、評価の在り方、それとこれは大学の教授が入って、まず外部委員会の座長等を務める。こういうスタイルだと思いますが、そういった流れというのは、もともとこれは事務事業の評価、また全ての、国でいう総務省の指導のスタイルなのか。町独自でこのような形をやっているのか。そこになぜ町民の声が、このような形で反映されないのかというのは、多くの町民からこの祭りに関しては、2つあっても、それは別に1つにする必要が、残してもいいんじゃないかと、当たり前の話で楽しみにしていると。これが私らにというか、私に聞こえてくる生の声でございます。町民の思いでございます。その思いと評価の乖離はどういう形で、国の指導なのか。外部の教授、確かに専門的の方でしょう。当町のそういうレクチャーがないのに、おいらせ町のそう</p>
-----------	------------------------------------	--



<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>いうものを語る。この評価の仕方、ずっと前から感じていたんですが、これはやっぱりそういう指導があつて、こういう形をとっているということですか。</p> <p>政策推進課長。</p> <p>それでは、お答えをいたします。</p> <p>この事務事業評価につきましては、こういうやり方でやりなさいとか、あるいはこういうやり方でやったほうがいいよというような国からの指導とかそういうことではなくて、多分先進地、もう既にやっているような市町村のものを参考にしたところはあるとは思いますが、町のやり方で進めているところでございます。</p> <p>また、祭りの件に関して、町民の声が反映されていないというようなご指摘をいただきました。失礼いたしました。合併をある意味、行政で主導して進めているということに対して、町民の声は2つあってもいいんじゃないかというようなご指摘がございました。</p> <p>これにつきましては、町ではこれまで合併後の新町の一体性の醸成、あるいはイベントの統合という観点から、両祭りを1つに統合したほうがいいんじゃないかというような考え方のもとに、町が主導するような形で、働きかけを行ってきた経緯があります。ただ、これまで様々な事情があつて、なかなか進展してこなかったというような状況もございます。</p> <p>ただ、コロナ禍によりまして、3年間両方の祭りを開催できなかったということによりまして、祭りの継続とかあるいは伝統の継承の難しさというところについては、目の当たりにしたところでございまして、これまでのように町主導ではなく、神社あるいは山車組、観光物産協会などの当事者の方々が、今後の祭りの在り方を主体的に考えていかなければならないというような考えを持ったところでございます。</p> <p>つきましては、町としては両祭りを統合したほうがいいのかという考えは変わらず持っているところでございますけれども、それについては町が主導するのではなくて、当事者あるいは関係者がやはり検討したほうがいいのかと考え方を改めているところでございまして、町はその関係者の協議等に関しては、当然バックアップはしていくところでございますけれども、主導するのではなくて、一歩引いた形</p>
-----------	---------------------------------------	---

<p>質疑</p>	<p>松林議長  13番 (川口弘治君)</p>	<p>で、その行く末を見守るといようなスタンスに方針転換するということにしたところでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>13番。</p> <p>こんなに時間をかけるつもりはなかったのですが、ここでこの質問に対しては終わりますけど、今の課長の答弁、考え方ですね。民間は民間で、まず祭りについても1つに、町としては関わりを一線引くと、そういう考えのもとで、こういう町の評価になっている。誘導しているんでしょうけど、皆さんはおいらせ町の役場職員として、町の発展、町の伝統、様々なことでこの町を思って、町民の幸せを考える。そのようなことを、役場へ入ったときに宣誓しませんか。皆さんの事務効率だけで、これはもちろん仕事ですから、ただ、そういう思いは皆さんにはないんですか。そんなはずはないと思いますけども。事務効率、財源ありきのそういう指導ではあるんでしょうけど、残すべきは残しても、別に思いがあるんですから、それで先ほど冒頭に町長がおっしゃったみたいに、改善すべきは改善すればいいんですよと私は思いますので、これはまた今後追及、深掘りをさせていただきますので。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長  副町長 (小向仁生君)</p>	<p>副町長。</p> <p>今、職員対しての思いというものを強く示されたなという気がしておりますけども、職員は決して伝統的なことを効率的な観点からだけでやめようとか、そういうことは一切考えておりません。職員となったときには、町民のため、町のため、発展のためということで、そういう思いで入ってきて、今現在も仕事を進めております。ただ、事務事業評価に関しては、なぜ見直しをしなきゃならないのか。全ての業務を見直しする中の1つとして、このお祭りも題材として上がってきていると。その中で、本来であれば、観光協会の事業ですよということで、そこに職員として携わってきた経過があるということで、その思いというのは、なぜ我々がこれをやっていかなきゃならないのかという思いは、今の職員たちにも、確かに意識としてはあるかと思えます。</p>

		<p>ただ、それをないがしろのような形にして、全てを事務事業評価でもって整理していこうということではなくて、先ほど町長の話にもありましたように、伝統はやり方とか形式を変えても、思いとか目的があれば、そのまま継続していくべきだという思いがありますので、それは職員全員がそのような形を持って、両お祭り、神社のお祭り、それに付随した附祭の山車祭り、これらをきちっと継承していきたいとの思いもありますので、必ずしも事務事業評価でもって、これを整理していこうということではなくて、職員の思いというものを議員も感じていただきたいなと思います。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>13番 (川口弘治君)</p>	<p>お願いがあります。持ち時間は1時間ですから、どうぞ1時間話ししてください。</p> <p>ただ、質問する方も答弁する方も、もう少し手短にお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>分かりました。</p> <p>じゃあ、以上でこの件は終わります。</p> <p>次に、公園整備について。</p> <p>(1) いちよう公園はどのような経緯でできたのかお知らせください。</p> <p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>いちよう公園ができた経緯についてであります。当時の旧百石町は、八戸市のベットタウンとして宅地化が予想される中で、都市公園は児童公園1カ所のみでありました。</p> <p>そのため、町民からレクリエーションや憩いの場、運動場を兼ね備えた公園設置要望が強くあり、昭和48年に公園の整備が決定されております。</p> <p>以上です。</p>
	<p>松林議長</p>	<p>13番。</p>

質疑	13番 (川口弘治君)	<p>ありがとうございます。</p> <p>(2)の町と多くの町民の手によってできた公園としての、このいちよう公園ですね。掲示板のようなものは公園内に設置する考えはないかお伺いします。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>議員ご指摘のとおり、いちよう公園は、町観光物産協会や子ども会などの各種団体をはじめ、多くの町民の手によって植栽などの整備が行われ、現在では、町民に親しまれる魅力ある公園となっております。</p> <p>こうした活動により、整備されたことを掲示板として設置することにつきましては、今後、関係者と相談しながら検討していきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>13番 (川口弘治君)</p>	<p>13番。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>(3)毎年春に実施していた公園の清掃活動が今年からなくなっております。理由をお伺いいたします。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p> <p>松林議長</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>議員ご質問の清掃活動は、町観光物産協会が主催して実施している事業のことだと思います。</p> <p>今年度、協会では、7月に下田公園で新たなイベントを開催する予定としており、そのイベント実施後に、日を改めまして両公園の清掃活動を行う予定と伺っております。</p> <p>以上です。</p> <p>13番。</p>

質疑	13番 (川口弘治君)	ありがとうございました。 それでは、最後に、4番の小中学校についてということで、(1)の現在不登校の児童生徒は何人おられるのかお伺いします。これも何回も質問が出ていると思いますが、ご答弁をお願いします。
	松林議長	教育長。
答弁	教育長 (松林義一君)	お答えをいたします。 まずは、今年度はまだ途中ですので、令和4年度のデータをお話しいたします。令和4年度の不登校児童生徒数は、小学校18人、中学校44人、計62名となっております。 以上であります。
	松林議長	13番。
質疑	13番 (川口弘治君)	ありがとうございます。 (2)の、これはコロナ禍以前より、不登校の児童生徒は増えているのかお伺いします。
	松林議長	教育長。
答弁	教育長 (松林義一君)	お答えをいたします。 コロナ禍前の令和元年度に比べて、増加しております。 以上です。
	松林議長	13番。
質疑	13番 (川口弘治君)	ありがとうございました。 次の質問をやります。 (3)です。コロナ禍により、学校行事の制限等による児童・生徒の精神的ストレスと記載しましたが、どのような対策を講じているのかお伺いします。
	松林議長	教育長。

答弁	教育長 (松林義一君)	<p>お答えをいたします。</p> <p>これまで、コロナ禍において感染症対策を講じながら、実はできる限り学校行事を行えるよう取り組んでまいりました。</p> <p>学校行事の制限等により精神的なストレスを抱える児童生徒に対しては、教育相談員、スクールカウンセラーあるいはスクールソーシャルワーカーなどと連携して、個別に対応できるところはしてきたということであります。</p> <p>以上です。</p>
質疑	松林議長  13番 (川口弘治君)	<p>13番。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>全国的に、やはり児童・生徒の不登校なり、また精神的にストレスによる、そういう精神的な疾患、非常に増えていると。しかも、先進国の中で日本は突出して、大人から子どもも、最悪は子どもの自殺、そういう不幸な数がものすごく増えているということがデータで出ております。コロナ禍ですので、いろいろコロナ対策も講じながら、学校現場ではいろいろ頑張っておられたと思いますが、そういった状況も、このコロナの影響があるということを、様々な面で対策を講じて、そのような犠牲者がないように、今後とも取り組んでいただきたいと思っております。</p> <p>以上で、質問を終わります。ありがとうございました。</p>
当局の説明	松林議長  松林議長  財政管財課長 (岡本啓一君)	<p>これで、13番、川口弘治議員の一般質問を終わります。</p> <p>日程第2、報告第2号、令和4年度おいらせ町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>財政管財課長。</p> <p>それでは、報告第2号についてご説明いたします。</p> <p>議案書は1ページ、2ページになります。</p> <p>本件は、令和4年度から令和5年度への繰越明許費を設定しておりました11件の事業につきまして、実際の繰越額を確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するも</p>

	<p>のでございます。</p> <p>2ページの令和4年度おいらせ町一般会計繰越明許費繰越計算書をご覧ください。</p> <p>このページの一番下でございますが、設定しました繰越明許費の総額3億9,023万1,000円に対し、翌年度繰越額の総額は3億7,527万8,000円となり、その財源内訳は国・県支出金が1億6,982万6,000円、地方債が1億7,320万円、一般財源が3,225万2,000円となりました。</p> <p>それでは、個別の内容についてご説明いたします。</p> <p>まず、表の一番上でございますが、2款1項の財務会計システム改修事業について、国の制度改正に対応するものですが、仕様の詳細が確定できない箇所があるなど、令和4年度内の完了が困難と見込まれたため、繰越明許費としたものであります。令和5年度への繰越額は150万円となりました。</p> <p>次に、2款4項の戸籍情報システム改修事業につきましては、委託先の進捗により、令和4年度内の完了が困難と見込まれたため、繰越明許費としたものです。令和5年度への繰越額は458万7,000円です。</p> <p>次に、3款1項の地域介護・福祉空間整備等施設整備事業について、対象事業者の進捗により、令和4年度内の完了が困難と見込まれたため、繰越明許費としたものでございます。令和5年度への繰越額は1億638万円です。</p> <p>次に、4款1項の新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、令和5年度予算の財源が判明していなかったため、令和4年度予算の不用見込額を令和5年度にも活用できるよう、念のためということで繰越明許費を設定したものでございますが、令和5年度予算での事務執行が可能となったため、令和5年度への繰り越しは行いませんでした。翌年度繰越額は0となります。</p> <p>次に、8款2項の町道住吉町線整備事業につきましては、用地交渉に係る進捗により、令和4年度内の完了が困難と認められたため、繰越明許費としたものです。令和5年度への繰越額は4,079万7,000円です。</p> <p>次に、8款2項の町道舗装補修事業につきましては、財源として国庫支出金の事業スケジュールにより、あらかじめ年度内の完了が困難と認められていたため、繰越明許費としたものであります。</p>
--	--

		<p>令和5年度への繰越額は2,013万5,000円です。</p> <p>次に、8款2項の除雪用車両購入事業につきましては、納品に要する期間により、令和4年度内の完了が困難と認められたため、繰越明許費としたものでございます。令和5年度への繰越額は3,649万5,000円です。</p> <p>次に、10款3項の中学校空調設備整備事業につきましては、財源としている国庫支出金の事業スケジュールにより、あらかじめ年度内の完了が困難と認められていたため、繰越明許費としたものです。令和5年度への繰越額は1億3,618万8,000円です。</p> <p>次に、10款5項の町民交流センター改修事業につきましては、工期により令和4年度内の完了が困難と認められたため、繰越明許費としたものです。令和5年度への繰越額は舞台照明が1,933万4,000円、緞帳設備が748万円です。</p> <p>最後に、10款5項の町民プール管理運営事業につきましては、券売機の納期により、令和4年度内の完了が困難と認められたため、繰越明許費としたものです。令和5年度への繰越額は238万2,000円となりました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>12番。</p> <p>除雪車両の事業について、伺いたいと思うんですけども、前に伺ったときに、納入時期が10月であるということを書いていましたけども、それに間違いはないのかと、それから、これ10月までの期間が長い。ほかのいろんなことの話を見ると、材料費、いろんなのがかさんでいって、金額が高くなってきているということなんですけれども、この明許費だけで間に合うのかどうか。それをお聞かせ願いたいと思います。</p> <p>地域整備課長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>12番 (檜山 忠君)</p>	
答弁	<p>松林議長</p> <p>地域整備課長</p>	



質疑	(栞嶋泰幸君)	<p>まず、納入時期ですが、先般の議会で10月末ということで答弁させていただきましたが、それと変わりはありません。10月末の予定となります。</p> <p>2点目、物価等の上昇によって、契約金額のところが増減がどうなんだというこの質問かと思いますが、契約金額は変わりありませんので、今の繰越予算の中で、金額で大丈夫ということになります。</p> <p>以上です。</p>
	松林議長	12番。
質疑	12番 (檜山 忠君)	<p>分かりました。特に、来年度の雪もまた多くなるのではないかなと思うので、確実に使えるようなそれにさせていただきたいと、それを要望して終わります。</p>
	松林議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>11番。</p>
質疑	11番 (平野敏彦君)	<p>1点だけ確認させていただきます。</p> <p>教育費の保健体育費、町民プール管理運営費の先ほど説明ですと238万2,000円、券売機の設置の話、説明がありました。</p> <p>238万2,000円、券売機で対応するに、町民プールの収入が年間いくらもなかったと思うんですけども、そういうのでやると、収入が今度どういう形で、この券売機を設置することによって増える見込みがあるのか。これをお聞かせさせていただきたいと思います。</p>
	松林議長	社会教育・体育課長。
答弁	社会教育・体育課長 (三村俊介君)	<p>それでは、お答えしたいと思います。</p> <p>まず券売機については、繰越をしたのは238万2,000円という予算で繰り越ししております。</p> <p>入札が終わりまして、3月末付で183万1,500円ということで、繰越予算より減額となる金額となっております。</p> <p>当初、町民プールの券売機を購入して、何年程度で、要は収入とペイできるかというところを試算したことがあったんですけども、</p>

<p>質疑</p>	<p>松林議長  11番 (平野敏彦君)</p>	<p>大体4年から5年程度でペイできるということでこちらでは試算しておりましたので、当初の計画からいくと、大体4年から5年程度でペイできるということになります。</p> <p>以上です。</p> <p>11番。</p> <p>183万1,500円で入札になったということですが、実際にこれを4年か5年でペイできるというんですけれども、利用者とかそういうのは増える見込みなんですか。これは直接、ただこの金額を割って出しているのか。収支のバランス的に言ったら、私はこの投資というのは本当にいいのかなという気がするんですけど、その辺どうですか。ただ、何年かでこれは0になる。収入がどういう形で、する見込みがあるのか。4年から5年、だんだん年々増えていきますよという見込みですか。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長  社会教育・体育課長 (三村俊介君)</p>	<p>社会教育・体育課長。</p> <p>それでは、お答えしたいと思います。</p> <p>今実際に試算した資料は用意してこなかったところでありまして、コロナ前の状況ですね。令和元年度の、令和2年度、令和3年度、令和4年度はコロナ禍ということで、町民限定とかそういった形で、利用者は減っておりました。</p> <p>ただ、令和元年度ベースに戻すということで、これから令和5年度以降は考えておりましたので、コロナ以前よりは増えるという想定で、こちらとしては算定しておりました。</p> <p>券売機を入れて、使用が減るのではないかとのご心配もあるかと思いますが、こちらとしては券売機を入れるのが最適だと思っております。要は、人を置いて徴収するよりも、券売機を入れて、なおかつ収入を得て町民プールを運営しようとする。義務教育期間は無料ですけども、高校生以上は使用料を徴収しようということを進めてまいりましたので、うちとしては、これから券売機を入れて、収入自体は令和元年度以前に戻すという目標で、少しでも早くペイできるように、利用者の確保に努めていきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>

質疑	<p>松林議長</p> <p>10番 (日野口和子君)</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>10番、日野口和子議員。</p> <p>以前、カーブミラーの件で、お話を通してあったんですけども、その後どのようにになりましたか。通るたびについていないんですよ。つけるとは言っていたけども。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>10番 (日野口和子君)</p> <p>松林議長</p>	<p>日野口議員、ちょっと待ってください。どこの項目ですか。</p> <p>土木です。道路舗装工事。</p> <p>これ繰越ですから、次、午後また議会再開しますから、そのときに項目を見つけて質問してください</p>
質疑	<p>10番 (日野口和子君)</p> <p>松林議長</p>	<p>はい。</p> <p>ほかにございませんか。</p>
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	<p>異議なしと認め、本案に対する質疑を終わります。</p> <p>以上で、報告第2号を終わります。</p>
	松林議長	<p>日程第3、報告第3号、令和4年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>地域整備課長。</p>
当局の説明	<p>地域整備課長 (栞嶋泰幸君)</p>	<p>それでは、報告第3号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書は3ページから4ページになります。</p> <p>本件は、令和4年度から令和5年度への繰越明許費を設定しておりました農業集落排水施設整備事業について、繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する</p>

<p>当局の説明</p>		<p>ものであります。</p> <p>当該事業の進捗を図るため、令和5年度分の事業を令和4年度に前倒しし実施いたしました。年度内の完成が困難と認められたため、繰越明許費としたものであります。</p> <p>令和5年度への繰越額は、2,785万2,000円になります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
	<p>松林議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p>
	<p>松林議長</p>	<p>異議なしと認め、本案に対する質疑を終わります。</p> <p>以上で、報告第3号を終わります。</p> <p>暫時休憩いたします。1時15分まで休憩いたします。</p>
		<p style="text-align: right;">(休憩 午前11時41分)</p>
	<p>松林議長</p>	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p>
		<p style="text-align: right;">(再開 午後 1時13分)</p>
	<p>松林議長</p>	<p>日程第4、議案第30号、おいらせ町監査委員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。</p> <p>本案について、木村忠一議員は地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、審議終了まで退席を求めます。</p>
<p>松林議長</p>	<p style="text-align: right;">(木村忠一議員退場)</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町長。</p>	
<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>それでは、議案第30号についてご説明いたします。</p> <p>議案書は5ページです。</p> <p>本案は、木村忠一氏を引き続き議員選出の監査委員として選任いたしました。地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意</p>	

<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>14番 (西館芳信君)</p>	<p>を求めるため、提案するものであります。</p> <p>議員各位もご承知のことと思いますが、同氏は平成30年6月から町監査委員として、その職務を適切に遂行してこられ、職責を十分に果たしております。</p> <p>経験、識見ともに、監査委員として適任であると存じますので、何とぞ、皆様、満場のご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。</p> <p>14番。</p> <p>選任されるべく人物に関しては、全く最適者だと思っております。</p> <p>ただ、手続上、1つだけ疑問ございまして、それについてお尋ねいたします。</p> <p>木村忠一氏が4月30日をもって、監査委員の任期が満了したとございます。今日議会を経て、これから選任ということが本決まりになるわけですが、この間、監査委員が欠員になって、そしてここに欠員の期間が1カ月以上生ずるということについて、個人的には甚だ疑問がございます。</p> <p>なぜかと申しますと、農業委員だとか、それから教育委員会、こちらに関する行政委員会につきましては委員会です。そして、対外的に教育委員であろうとか、選挙管理委員長だとか、それから農業委員会の会長が大概代表を務めるということで、何ら1人が欠けても問題のないシステムになっておりますけれど、こちらはあくまでも独任制の機関ということで、監査委員2人おりますけれど、代表監査委員という名前は付しておりますけれど、対外的に監査委員を代表するものではない。監査委員会ではありません。監査委員そのものが独任制でもって、自ら判断して、自らその職務を遂行するという建前からすれば、最後は合議制ということであって、それが決まりになると。合議する余地のない期間が1カ月以上生ずるということにつきまして、選任する当局の担当者はどう考えていますか。お願いします。</p>
-----------	------------------------------------	---

答弁	<p>松林議長</p> <p>総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>監査委員の任期についてのご質問であります。</p> <p>西館議員、ご心配のところもごもっともかと思いますが、地方自治法上の中で、監査委員の任期につきましては、後任者が選任されるまでは、それを務めることができるとされておりますので、そういう解釈でよろしいかと思えます。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>14番 (西館芳信君)</p> <p>松林議長</p>	<p>14番。</p> <p>確かに自治法の197条の1項だけか、そう、うたっている。今の文言がそのまま正確だとは思わないんだけど、そういうところがあります。</p> <p>ただ、私は、それはやむを得ない事情ということではないのかなと思っております。事実、例えば、「これこれはもう絶対合議しなければならぬよ」と定めているのは、私どものおいらせ町の監査基準、これがありますけれど、これにも、例えば監査基準の第16条、17条合議ということで、「これこれは必ず合議してくださいね」と。それからそれによって、後々公表しても、その結果を公表してもいいですよという決まりをわざわざ設けている。これは、私どもおいらせ町だけではありません。ほかの自治体でも、わざわざこう設けているということは、たとえそう自治法上規定していても、本来はそれが当たり前のことではなくて、やむを得ないときは、そうでもいいですよということで、あくまでも基本原則は、これこれは合議するということですから、いるに越したことはない。それが普通のやり方であって、そこを逆手にとって、そこがそういう決まりがあるのだから、それでいきましょうというのは、私はふさわしくないと思っております。</p> <p>ですから、その考えは、私は改めたほうがいい。もし、できるのであれば、どういう手順になるのかも分かりませんが、空きのない、そのままつながっていくような任期のあり方ということで選任すべきだと私は思うんだけど、私がこう言えば、総務課長はどう思いますか。</p> <p>松林議長</p> <p>総務課長。</p>

<p>答弁</p>	<p>総務課長 (成田光寿君)</p> <p>松林議長 (議員席)</p> <p>松林議長 (議員席)</p> <p>松林議長 (議員席)</p> <p>松林議長 (議員席)</p> <p>松林議長 (議員席)</p> <p>松林議長</p> <p>松林議長</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>議員おっしゃることもごもっともなところがございます。</p> <p>ただ、任期が満了する前に速やかに事前に選任できれば望ましい形ではありますが、今回は議員の任期満了に伴うことでございますので、選任手続等もございますのでやむを得ない。いたし方ないというところもあることをご理解いただきたいと思います。</p> <p>今後は様々な行政委員の選任手続があろうかと思っておりますので、できる限り、任期満了前に選任できるように努めてまいりたいと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>***「なし」の声***</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>これから討論を行います。討論ありませんか。</p> <p>***「なし」の声***</p> <p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これから、議案第30号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。</p> <p>***「なし」の声***</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。</p> <p>木村忠一議員の入場を許可します</p> <p>(木村忠一議員入場)</p> <p>木村忠一議員にお知らせします。</p> <p>おいらせ町監査委員の選任の件は同意されました。</p> <p>日程第5、議案第31号、おいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p>
-----------	---	--

<p>当局の説明</p>	<p>総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>それでは、議案第31号についてご説明申し上げます。 議案書6ページ、7ページをご覧ください。</p> <p>本案は、町職員の特殊勤務手当のうち、防疫等作業手当に係る特例措置を廃止するものであり、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、本年5月8日から5類感染症へ移行したことに伴い、県において新型コロナウイルス感染症防疫作業に係る特例を廃止したことから、町においても同様の取り扱いとするものです。</p> <p>詳細につきまして、新旧対照表でご説明します。</p> <p>議案書24ページをお願いします。議案書24ページです。</p> <p>条例附則第3項と第4項に規定されている「防疫等作業手当の特例」を削る改正であり、新型コロナウイルス感染症に関わる医療機関従事者の手当支給に関する特例措置として、県に準じて、令和2年2月28日から適用しておりましたが、今般の5類感染症移行に合わせ廃止するものであります。</p> <p>なお、条例の施行は、公布の日からとしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を受けます。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>11番。</p>
<p>質疑</p>	<p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>コロナウイルス対策が5類に下がったということで、この特殊勤務手当の防疫作業手当が削除、なくなるということですが、現在、そうすると町のこの特殊勤務手当は、これを除いてどれどれあります。教えていただきたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長  総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>職員の特殊勤務手当に関する条例の中に、特殊勤務手当の種類が載せられております。</p> <p>6つほどありまして、1つには防疫等作業手当、2つ目待機手当、</p>



		3つ目診療手当、4つ目手術手当、5つ目夜間看護手当、6つ目死体処理手当、以上であります。
質疑	松林議長  11番 (平野敏彦君)	11番。  今の項目の中で、そうすると、一般職が受けられる特殊勤務手当、それから診療手当というのは病院でやるんですか。この項目はここですよ。この項目はここです。こういう人が対象になりますよというのは分かりますか。
答弁	松林議長  病院事務長 (田中貴重君)	病院事務長。  ただいま総務課長から6つの手当てがあると、報告というか、回答ありました。  今回、防疫等作業手当については、医療職全般と事務職、こちらに関わる、新型コロナに携わる者が対象ということになっております。  診療手当については医師、手術手当についても医師、夜間看護手当は当然看護師と、死体処理手当については看護師が対象になるということでございます。  以上です。
質疑	松林議長  11番 (平野敏彦君)	11番。  そうすると、ほとんど行政職の人は特殊勤務手当がないように感じるんですけども、前は保健師とか、そういう関係の部分でも手当があったように感じるんですが、例えば病気、法的な伝染病とかそういうのが発生した場合も、そういう手当がないということで、対応してもないということになるんですか。
答弁	松林議長  総務課長 (成田光寿君)	総務課長。  お答えいたします。  万が一、保健師等がそういう業務に携わったと仮定する場合がございますが、現行の条例の中でも、防疫等作業手当の場合は、感染症法に関わる感染症患者、もしくは感染症の疑いのある患者の救護等々と、対

当局の説明		象となる業務が定められておりますので、もし保健師等がそういった業務に携わる場合は、手当を支給することはできます。 以上です。
	松林議長	ほかに質疑ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから、議案第31号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。
	松林議長	日程第6、議案第32号、おいらせ町立児童館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 保健子ども課長。
	保健子ども課長 (鈴木政康君)	それでは、議案第32号についてご説明申し上げます。 議案書の8ページと9ページをご覧ください。新旧対照表は25ページになります。 本案は、町立児童館で実施する放課後児童クラブにおける土曜や長期学校休業日等の利用時間を拡大するほか、これに伴い指定管理者が徴収する利用料金等について改正を行うため提案するものであります。 それでは、詳細について、新旧対照表でご説明しますので、25ページをご覧ください。 まず、第11条関係ですが、第1項では、児童館施設を使用する場合の対価として支払う使用料について、従来から無料としておりま

		<p>したが、これを明確に位置づけるため、「児童館の使用料は無料とする」に改正し、併せて第11条の見出しを「利用料金等」に改正するものです。</p> <p>第2項では、利用料金を支払う対象者を「放課後児童健全育成事業」、いわゆる放課後児童クラブの利用者とするに改正するものです。</p> <p>最後に、別表になりますが、新たに区分の「延長利用」の開設時間に、「土曜・長期学校休業日の7時30分から8時」を加え、利用料金に「200円」を追加する改正を行うものです。</p> <p>なお、この条例の施行期日を令和5年7月1日としております。以上で説明を終わります。</p>
	松林議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を受けます。質疑ございませんか。</p>
	(議員席)	<p>***「なし」の声***</p>
	松林議長	<p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>***「なし」の声***</p>
	松林議長	<p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これから、議案第32号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>***「なし」の声***</p>
	松林議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。</p>
	松林議長	<p>日程第7、議案第33号、令和5年度おいらせ町一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>財政管財課長。</p>
当局の説明	財政管財課長 (岡本啓一君)	<p>それでは、議案第33号についてご説明いたします。</p> <p>議案書は10ページから14ページになります。</p>

歳入歳出予算の補正は、既定予算の総額に2億2,537万5,000円を追加し、予算の総額を107億2,237万5,000円とするものです。

14ページの第2表債務負担行為につきましては、学校給食センター調理等業務委託料につきまして、契約事務を進めるに当たり、令和6年度から令和8年度までの3年間で、限度額2億2,760万1,000円の債務負担行為を設定するものです。

続いて、歳入歳出予算の内容についてご説明いたします。

別冊の「令和5年度一般会計補正予算（第1号）に関する説明書」をご用意ください。

歳出の主な内容からご説明いたします。

7ページをご覧ください。

7ページの2款2項3目情報政策費の14節光ケーブル等移設工事費408万1,000円の追加は、県発注の国道338号交通安全施設整備工事に伴い、二川目地区の光ケーブルを移設する必要があるため計上するものです。

9ページをご覧ください。

3款1項1目社会福祉総務費の18節社会福祉施設等原油価格・物価高騰対策支援金2,486万9,000円の追加は、町の新型コロナウイルス感染症対応事業として、原油価格・物価高騰により、施設運営に影響を受けている社会福祉施設等を支援するため計上するものです。

19節住民税非課税世帯等臨時特別給付金7,200万円の追加は、町の新型コロナ対応事業として、原油価格・物価高騰の影響を受けている住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円を給付するため計上するものです。

11ページをご覧ください。

3款2項1目児童福祉総務費の18節町内認定こども園原油価格・物価高騰対策支援金781万3,000円の追加は、町の新型コロナ対応事業として、原油価格・物価高騰により、施設運営に影響を受けている認定こども園を支援するため計上するものです。

3款2項2目児童措置費の18節低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金1,550万円の追加は、低所得の子育て世帯に対する国の支援として、児童1人当たり5万円を給付するため計上するものです。

	<p>12ページをご覧ください。</p> <p>4款1項1目保健衛生総務費の18節町内医療施設原油価格・物価高騰対策支援金280万円の追加は、町の新型コロナ対応事業として、原油価格・物価高騰により、施設運営に影響を受けている医療機関を支援するため計上するものです。</p> <p>4款1項2目予防費の補正額、合計で5,858万3,000円の増額は、主に新型コロナウイルスワクチンの接種期間延長に伴う必要経費として増額計上するものです。</p> <p>19ページをご覧ください。</p> <p>10款4項2目公民館費の12節北公民館外構測量設計業務委託料618万6,000円の追加は、郵便局新築と同調した北公民館の外構整備を進めるため計上するものです。</p> <p>14節工事請負費の合計317万3,000円の追加は、故障した公民館の暖房設備更新工事費として計上するものです。</p> <p>20ページをご覧ください。</p> <p>10款5項3目学校給食運営費の10節給食材料費1,001万7,000円の増額は、町の新型コロナ対応事業として、学校給食材料費高騰により給食材料費を増額するため計上するものです。</p> <p>そのほか、各款にわたり職員の人事異動に伴う給与費の補正を計上しております。</p> <p>主な歳出の説明は以上です。</p> <p>これから、歳入の主な内容についてご説明いたします。</p> <p>ページが前の方に戻りまして、3ページをご覧ください。</p> <p>15款1項2目衛生費国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金2,591万3,000円の増額及び15款2項3目衛生費国庫補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金4,167万8,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種期間延長に伴う国庫負担、国庫補助としてそれぞれ計上するものです。</p> <p>15款2項1目総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億49万8,000円の追加は、町の新型コロナ対応事業の財源として計上するものです。</p> <p>15款2項2目民生費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金1,588万7,000円の追加は、歳出の子育て世帯生活支援特別給付金の国庫補助として計上するもので</p>
--	--

	<p>松林議長</p>	<p>す。</p> <p>4ページをご覧ください。</p> <p>19款2項1目財政調整基金繰入金2,883万9,000円の増額は、当補正予算の編成に係る財源調整として計上するものです。なお、令和5年度末時点の当該基金残高は、予算ベースで約18億7,000万円となる見込みです。</p> <p>19款2項7目公共施設整備基金繰入金600万円の増額は、歳出の北公民館外構測量設計業務委託料に充当するため計上するものです。</p> <p>21款5項1目雑入の1節光ケーブル等移設補償費408万1,000円の追加は、歳出の光ケーブル等移設工事費に対する県からの補償費として計上するものです。</p> <p>主な歳入の説明は以上です。</p> <p>今度はページが後ろの方に飛びます。21ページをご覧ください。こちら給与費明細書です。この給与費明細書には、給与費に係る今回の歳出補正予算の内容を集計、反映したものです。給与費補正額は合計で1,279万1,000円の増額となっております。</p> <p>22ページから24ページをご覧ください。</p> <p>こちらは債務負担に関する調書になります。この調書には、現在有効な債務負担行為を掲載しております。24ページの表の一番下に、今回の補正予算で債務負担行為を設定する学校給食センター調理等業務委託料、令和6年度から令和8年度を追加掲載しております。</p> <p>最後に、25ページ以降の補正予算主な内容は、予算案審議の参考として、ただいまご説明した主要な個別説明を掲載したものです。以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これより、歳入歳出全般の質疑に入ります。</p> <p>本案は、議案書と事項別明細書により、一括で質疑を行います。</p> <p>議案書の14ページ、第2表債務負担行為及び一般会計補正予算に関する説明書3ページから24ページとなります。給与費明細書、債務負担行為に関する調書も含まれます。</p>
--	-------------	--

<p>質疑</p>	<p>7 番 (澤上 訓君)</p>	<p>なお、質疑における発言の際は、何ページの何款「〇〇の件について」のように議題に沿って発言し、質疑の要旨を明確にしてください。</p> <p>この際、質疑を受けます。質疑ございませんか。</p> <p>7 番、澤上議員。</p> <p>勉強のために教えていただきたいなと思っております。</p> <p>9 ページ、3 款 1 項 1 目 1 8 節社会福祉施設等原油価格・物価高騰対策支援金、これについては、何施設あって、1 施設当たりどれぐらいの金額を支援するのか。</p> <p>次に 1 1 ページ、3 款 2 項 1 目の 1 8 節町内認定こども園原油価格・物価高騰対策支援金、これについては、認定こども園の数とそれから支援金が 1 施設どれぐらいなのか。これも教えてください。</p> <p>次に、3 款 2 項 2 目児童措置費の 1 8 節低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、これは先ほど児童 1 人 5 万円ということですので、1 世帯いくらというのは出しにくいと思いますので、この低所得の子育て世帯は何世帯あるのかということをお願いしたいと思います。</p> <p>それから 2 0 ページ、1 0 款 4 項 7 目埋蔵文化財発掘調査費ですけども、今年度の埋蔵文化財発掘調査は、どこの場所を何月から始めるのか。恐らく調査するためには、やっぱり調査員といいますか、募集かけると思うんですけども、何人ぐらいを予定しているのか。それを教えてください。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長  介護福祉課長 (澤頭則光君)</p>	<p>介護福祉課長。</p> <p>1 点目の質問にお答えいたします。</p> <p>1 点目の質問は 9 ページ、社会福祉施設等原油価格・物価高騰対策支援金ですが、対象施設が何施設、それから大体平均いくらぐらいか。いくら支給されているかという質問だったかと思います。</p> <p>こちらについては、令和 5 年度については、6 7 施設を予定しております。</p> <p>それから、1 施設当たり約 3 5 万円支給となっております。</p> <p>以上になります。</p>

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>保健こども課長 (鈴木政康君)</p>	<p>保健こども課長。</p> <p>それでは、ご質問にお答えします。</p> <p>まず1点目ですが、認定こども園の支援金の件でございます。施設は13施設となっております。</p> <p>続いて、2つ目のご質問、支援金の1施設当たりの金額ということでございましたが、施設当たりの平均は出しておりません。ただ、施設ごとに児童数が変わってきますので、それによって配分をしていくと。一番多い施設では100万円を超える。一番少ないところだと児童数も少ないので、大体30万円ぐらいということでご理解いただければと思います。</p> <p>そして最後に、低所得の子育て世帯に対する給付金の件でございます。</p> <p>対象者に関するご質問でしたが、確定をしている人数、これが242名、確定というのは昨年度も同様のこの給付金がありましたが、昨年度の給付金の対象者に支給するということがもう決定していますので、この人数が242名となっております。</p> <p>このほかに急変世帯と言って、住民税の非課税世帯に相当する世帯分がプラスアルファで加わるということで、ここの世帯については、まだ判明というか確定をしておりません。まずは242名が確定しております</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>社会教育・体育課長 (三村俊介君)</p>	<p>社会教育・体育課長。</p> <p>それでは、20ページの10款4項7目の埋蔵文化財発掘調査の部分での質問になります。</p> <p>今年度の発掘調査の場所と開始の時期と、あと調査員の人数というご質問だったと思いましたが、まず1つ目の発掘調査の場所になりますが、大きく5カ所になります。まずは根岸の遺跡、第5地点ということで、これ東下谷地になりますけども、車庫の造成工事が開発目的ということでの発掘調査が1つ。</p> <p>2つ目が中野平遺跡、第60地点、中平下長根山の場所になります。これは、個人住宅の建設になります。</p>



		<p>3つ目が同じく中野平遺跡、中平下長根山、これは太陽光の発電の設置工事の関係の試掘になります。</p> <p>4つ目、立蛇の遺跡、第2地点、中下田になります。これは個人住宅の造成ということで、これも発掘になります。</p> <p>5つ目が中野平遺跡ですね。第58地点、中平下長根山、これは作物の栽培ということでの発掘調査になります。</p> <p>以上5カ所が、今年度の発掘調査の予定箇所になります。</p> <p>続きまして、発掘調査の開始時期ですね。こちら6月1日から、既にもう開始しております。</p> <p>調査員については、8名程度ということになっております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>7番 (澤上 訓君)</p>	<p>答弁漏れありませんか。いいですか。</p> <p>7番。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>1つ、先ほど町内認定子ども園の関係で、100万円と30万円の二口に分かれるというようなことなんですけども、この100万円の施設がどのぐらい、30万円の施設がどのぐらいなのかというところまで教えていただければと思います。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>保健子ども課長 (鈴木政康君)</p>	<p>保健子ども課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>先ほど少し言葉足らずだったかもしれません。支援金を一番多く支給する施設が100万8,000円で、13施設のうち一番低い支援金の施設が34万円ということでご理解ください。平均をしていきますと、大体でございますが、50万円ぐらいになるかなと思っております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>7番 (澤上 訓君)</p>	<p>7番。</p> <p>ということは、100万8,000円が、どのぐらいの施設あるのかとか、そういう種類というか、そういうのは分かりますか。</p>

答弁	<p>松林議長</p> <p>保健子ども課長 (鈴木政康君)</p>	<p>保健子ども課長。</p> <p>それでは、お答えします。</p> <p>まず、この支援金につきましては、基本額、基本単価が1施設20万円となっております。このほかに、食材高騰分ということで、これは園児に対して450円を掛け合わせた合計金額になります。このほかに、事業所の送迎用バスを持っていれば、1台当たり2万円プラスをします。さらに、放課後児童クラブをやっています、例えばですけれども、あゆみ保育園さんだったり、本村子ども園さんには、放課後児童クラブ分の加算ということで10万円になります。</p> <p>先ほど説明をしました100万8,000円、こちらの支援金については、児童数が一番多い菜の花子ども園さんだけになります。</p> <p>以上でございます。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>11番。</p> <p>私は、9ページ、それから11ページに係る社会福祉費と、それから放課後こどもの関係で、この原油価格・物価高臨時対策支援金となっておりますけれども、この原油価格については、例えば農業者の関係、漁業者の関係が対象にならないというのは、国の補助金の根拠がどうなっているのか。私は原油価格、農家だって今大変なわけですよ、燃料が高騰しているという。漁業者も船の軽油等については、漁がないのに、油が非常に高く船を出せないという声があるんですけども、これ農業者・漁業者に対する対象にならないという根拠も、併せてお願いします。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>平野議員ご指摘のこととございますけれども、農業者・漁業者、あるいは商工業者が対象にならないということではなくて、実は、今回の6月補正の予算要求の前に、こちらの新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金を充当して実施する事業というものを、取りまと</p>

<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>めを行っておりますが、今回の6月補正には計上をしておりませんが、今回の9月の補正に計上するべく、担当課で、様々どういう支援をしたほうがいいのかということについては検討しておりますので、次の9月定例会に計上したいと、今段取りとしては進めているところでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>11番。</p> <p>そういう部分で、本当にこの期間が遅くなるということは、その恩恵を受けるこの部分からいっても、3カ月も遅れるわけですね。ほかの資金繰りとか、そういう様々なものというのは、やっぱりもっと真剣に捉えてもらいたいと思いますし、その支援の今検討しているという基本的な支援の内容というのは、どういう形で算定してくんですか。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>農林水産課長 (西舘道幸君)</p>	<p>農林水産課長。</p> <p>それでは、私から概略ですが答弁したいと思います。</p> <p>本来であれば、今の6月補正を目指して、漁業者あるいは畜産・農業者の支援を計上したいなということで検討しておりましたけども、少し間に合わない部分がありまして、今回見送って9月ということにいたしました。</p> <p>漁業者につきましては、昨年支援した燃油の部分の支援を今回もやりたいなということで検討しておりますし、畜産業者についても、肥料分の価格高騰に対する支援ということで、昨年の支援より少し上乘せした形の支援を検討しているところです。</p> <p>農業者の部分につきましては、昨年と違った形で、実際に肥料等の高騰を受けている方について、もう少し支援内容を考えなければならぬということで、農業者は検討が不十分だったので、9月に向けてということで今検討を進めているところでありまして、これらを合わせて、9月に計上したいなということで今検討中でございますので、もう少しお待ちいただければと思います。</p> <p>以上です。</p>

<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>11番。</p> <p>今の課長の説明で分かりました。前年のデータのある漁業・農業、それと畜産については、それらを参考にしていくんだということということで、ただ農業者の肥料の高騰というのは、私もJAから肥料買ったんですけども、単価を見てびっくりするわけですよ。1袋当たり1,000円以上の価格が上がっているわけで、これらが農家の場合、毎月JAから精算の請求が来るわけで、私は9月、今6月田植え、様々野菜の植えつけ、そういうので支払いが来ているわけですから、早めに私は対応してやったほうが、町としての農家が受ける、先ほど言ったサービスの効果というのを期待できると思うんです。効果を感じると思うんですけど、9月になれば、もう野菜が出荷されたのが精算されてきますよ、金が回りますから。そうなると、行政効果というのが感じられる農家というのはそう出てこないんじゃないかと。一番苦しいときに支援をしてやって、行政効果が上がると私は思うんですけども、その辺町長も指示を早めにしてほしいなと思います。</p> <p>それで、最後1点、さっき説明した中で、商工業者の燃油高騰というのは、これ、どういう形で判定して、どう対象者を絞り出して対策をするのか。ここ1点お願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>商工観光課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>商工観光課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>今様々な商工会等とも相談しながら、単純に原油価格高騰によって、その分の差額というものもあるんですが、今度は飲食店だと、それを価格転嫁して、お弁当代とかも上がったりしているので、そこをどう判断するのかというのを、様々ほかの事例なんかも参考にしながら、今検討はしているところです。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>12番</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>12番。</p> <p>1点だけお願いします。</p>

答弁	(檜山 忠君)	7ページなんですけど、2款の総務費、5目の定住促進対策費の中で、移住・定住プロモーション業務の委託料となっていますけども、この内容はどういう内容なんですか。
	松林議長	政策推進課長。
	政策推進課長 (柏崎勝徳君)	それでは、檜山議員のご質問にお答えをいたします。 7ページの2款2項5目の移住・定住プロモーション業務委託料につきましては、前々から議員の皆様からも指摘があるところがございますけれども、町ではPRがちょっと弱いのではないかとのご指摘もあったということも受けまして、特に百石高校生、あるいは大学生などのいわゆる若者の目線でフィールドワークをやったりとか、あるいはワークショップでいろいろ議論をしたりしながら、町の魅力をまずは発見して、若者の視点で発見をしてもらおうと。それらを若者の得意なところだと思いますが、SNS等を活用して発信をしてもらおうというようなことと、町の魅力を発見していただいた上で、最後に町のPR動画を作成して、それをYouTube等で配信をしていくというような形で、町のプロモーションをしていくというようなことを計画しているところでございます。 以上です。
	松林議長	ほかにございませんか。
	(議長席)	***「なし」の声***
	松林議長	なしと認め、歳入歳出全般の質疑を終わります。 以上で、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。
	(議長席)	***「なし」の声***
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから、議案第33号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(議長席)	***「なし」の声***
	松林議長	異議なしと認めます。

<p>当局の説明</p>	<p>松林議長</p>	<p>よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>日程第8、議案第34号、令和5年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町民課長。</p>
	<p>町民課長 (松山公士君)</p>	<p>それでは、議案第34号、令和5年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の15ページから17ページ、別冊特別会計補正予算に関する説明書の1ページから6ページになります。</p> <p>本案は、既定予算の総額に23万1,000円を追加し、予算の総額を22億4,042万5,000円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、歳出では、職員の人事異動に伴う給与費補正とマイナンバーカードの健康保険証利用周知に関わる印刷製本費の増額を計上する一方、歳入では、歳入歳出の差額調整により国民健康保険事業基金繰入金を増額するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>松林議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、歳入歳出全般の質疑に入ります。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>説明書3ページから6ページになります。給与費明細書も含みません。質疑ございませんか。</p> <p>11番。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長</p>	<p>11番。</p>
	<p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>1点だけ、今マイナンバーカードの保険の部分で、全国的にいろんなトラブルが発生して、見直しをするべきだという。保険証を併設すべきでないという意見が出ていますけれども、そういう中で、私も受け皿となる病院の施設、そういう対応が簡単にできないと思うんですよ。それをやはり国から来たからそのままということではなくて、町の実態、そういうものをやっぱり国に訴えていかなければならないのではないかと思うんですけれども、今の新知事はそう</p>

答弁		<p>いう矛盾をこれからだんだん出していくと思いますよ。町としても、一律で国の制度に従うというのは、地域格差もあるし、人口、様々な条件が違うわけですから、町としての問題点を出して、私は対応すべきだと思うんですけども、町長、どう思いますか。</p>
	松林議長	副町長。
	副町長 (小向仁生君)	<p>今のご質問の内容でいきますと、不具合が生じているというのはさておいて、その使い道として、病院それから保険証等々に活用まだ不十分だということなんですけれども、まさしくそのとおりでありまして、これに関しては、当町も遅れているという部分は、国の遅れというのは認めております。</p> <p>ただ、それを一町村が言うのではなくて、これは町村会という、県の町村会の場を借りて、町村会がこぞって国、県知事も通じてでもよろしいでしょうけども、全国の市町村会とか町村会に言っていくべきだと思っておりますので、今後町村会の席上で、そういう話題を提供していきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
	松林議長	ほかにございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	<p>なしと認め、歳入歳出全般の質疑を終わります。</p> <p>以上で、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論ありませんか。</p>
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	<p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これから、議案第34号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
(議員席)	***「なし」の声***	
松林議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>	

当局の説明	松林議長	<p>日程第9、議案第35号、令和5年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>介護福祉課長。</p>
	介護福祉課長 (澤頭則光君)	<p>議案第35号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の18ページから20ページ、別冊の特別会計補正予算に関する説明書7ページから14ページになります。</p> <p>本案は、既定予算の総額に374万8,000円を追加し、予算の総額を23億7,424万5,000円とするものです。</p> <p>その内容であります。歳出は、職員の人事異動などに伴う給与費の補正になりますが、具体的には、1款総務費は、令和5年度人事異動に係る給与費の増減調整と正職員の産休代替えとして会計年度任用職員に係る費用について計上、3款地域支援事業費では、介護支援専門員の業務を行う会計年度任用職員1名分の給与費について、フルタイムからパートタイムへ積算変更をしたものです。</p> <p>一方、歳入は、一般会計繰入金を増額したほか、各款項目について財源調整したものとなります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	松林議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、歳入歳出全般の質疑に入ります。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>説明書9ページから14ページになります。給与費明細書も含まれます。質疑ございませんか。</p>
	(議員席)	<p>***「なし」の声***</p>
	松林議長	<p>なしと認め、歳入歳出全般の質疑を終わります。</p> <p>以上で、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>***「なし」の声***</p>
	松林議長	<p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これから、議案第35号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>



当局の説明	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	松林議長	<p>日程第10、議案第36号、令和5年度おいらせ町病院事業会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>病院事務長。</p>
	病院事務長 (田中貴重君)	<p>それでは、議案第36号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の21ページから22ページをご覧ください。併せて別冊公営企業会計補正予算に関する説明書は15ページから18ページとなります。</p> <p>本案は、収益的収入及び支出の既決予定額に1,591万9,000円増額し、予算の総額を11億1,826万2,000円とするものです。</p> <p>その内容につきましては、支出では、入院収益最大化、最適化を進めるため、経営コンサルティング業者に対し収益の実績に応じた11月までの成功報酬、その手数料の見込額として1,472万円の追加と、医師の修学資金貸付のため長期貸付貸倒引当金119万9,000円を追加するものです。</p> <p>収入では入院収益、1,471万9,000円と修学資金貸付金に係る他会計負担金120万円を追加するものであります。</p> <p>資本的支出では、先ほど触れました修学資金貸付金を239万9,000円追加し、総額を6,992万3,000円とするものです。そのほか資本的収入の不足額につきましては、当年度分損益勘定留保資金を充当するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
松林議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>本案については、説明書と議案書により一括で質疑を行います。</p> <p>説明書15ページから18ページ、議案書21ページから22ページになります。質疑ございませんか。</p>	

<p>質疑</p>	<p>14番 (西館芳信君)</p>	<p>14番。</p> <p>1点お願いします。</p> <p>16ページの支出の欄に、手数料ということで1,472万円計上されております。今コンサルティング料ということで説明ございましたけれど、私の記憶では、公営企業も含めて、全ての公共事業でいわゆるコミッションというか、インセンティブが発生するという契約はちょっと記憶にないです。これは何の事業で、こういうことで初めから成果指標を設定、それも段階的に設定している。どこまで、いくら数字であれば成功で、いくら数字でないとそうではないよという境とかがあるのかどうか。単に成功、成功でないと、払う、払わないということ、それから払うにしても、もっと1,472万円以上に払っていかねばならない成功もあるのかどうか。今の説明だけだと私分らないもんですから、お願いいたします。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長  病院事務長 (田中貴重君)</p>	<p>病院事務長。</p> <p>それでは、西館議員に対してのお答えをしたいと思います。</p> <p>病院では、皆さんもご存じのとおり、一昨年まで欠損が続いてまいりました。令和3年、4年度も黒字決算になるわけですが、その病院の経営基盤を安定させるために、地域包括ケア病床を25床から35床に増床いたしました。これは患者にとって適切な社会復帰ができるようにするようなことです。</p> <p>これにはベッドコントロールということが重要で、そのベッドコントロールを看護師、医師、チーム、そういう職員が十分熟知できるような形で、昨年度から取り組んでおります。</p> <p>その前年度の月の入院収益と、今年度のその月の収益の差額、例えば1,000万円の差額が出た場合は、その成功報酬として30%を業者と締結しているということで、それが11月までの見込みとして1,472万円という試算を出しております。これによって、病院の経営基盤が、安定が図られて、患者にとっても入院が長くできると、いろんなメリットがありますので、そういうことで、業者といろんな部分で締結をして、今事業というか、病院運営を進めているということですので、ご理解いただきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>

質疑	<p>松林議長</p> <p>14番 (西館芳信君)</p>	<p>14番。</p> <p>そうすると、今30%というのは、これから収益がどんどん上がってきても30%ということで、ずっと推移していくと。そして、また決算ということになれば、最低今払った1,472万円以上の平成5年度の収益は担保されると考えてよろしいですか。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>病院事務長 (田中貴重君)</p>	<p>病院事務長。</p> <p>全て差額ということではございませんけども、当然外来も、ほかの入院もあるので、その総額ということではなくて、あくまでも地域包括ケア病床に限った、そのベッドに対する差額ということでございますので、1,400万円増えたから、入院費が1,400万円増えるということではなくて、全体の額の30%をお支払いするという契約でありますので、ご理解いただきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>14番 (西館芳信君)</p>	<p>14番。</p> <p>なるほど、分かりました。</p> <p>これは病院からちょっと離れて、この官民連帯のいわゆるPFS方式と、Pay For Successという、内閣が推奨している官民連携の契約の仕方ということの一環とこれを考えてよろしいですか。それとはまた別なものだと、局長でなくてもいいんだけど、担当のことで、ここでお答えできるのであれば、お願いできれば何でもいいです。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>病院事務長 (田中貴重君)</p>	<p>お答えできる方、手を挙げてください。</p> <p>病院事務長。</p> <p>今西館議員のおっしゃった制度というの、私分かりませんが、これは先ほど言ったとおり、病院の経営安定化ということと、病院がこれから改築とか、場合によっては移転建設ということになりますので、どうしても病院全体の経営改善をしていかなければいけな</p>

		<p>いと。その1つの、初めの取り組みだということですので、最初の質問の部分についてはよく分からないですけども、病院の安定経営のための事業だということをご理解いただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
質疑	松林議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>11番。</p>
	11番 (平野敏彦君)	<p>16ページ、修学資金貸付金の引当金が出ていますし、18ページについては、資金の貸付金239万9,000円とあります。これは奨学金が発生したということで理解していいですか。例えば、1名が奨学金を申し込んで、今現在大学にいるということで理解していいか確認したいと思います。</p>
答弁	松林議長	<p>病院事務長。</p>
	病院事務長 (田中貴重君)	<p>今6月定例会に提出した部分については、先般5月に、医師になるために医学部に入った学生さんがおられまして、その方から申請が上がって、内部で協議をした結果、貸し付けをするということでございますので、新たに発生した1名の方に修学資金として貸し付けするということでございます。</p> <p>以上です。</p>
	松林議長	<p>ほかにございませんか。</p>
	(議員席)	<p>***「なし」の声***</p>
	松林議長	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>***「なし」の声***</p>
	松林議長	<p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これから、議案第36号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>

議員派遣	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
委員会の閉会中の継続調査の申し出	松林議長	<p>日程第11、議員派遣の件についてを議題といたします。</p> <p>このことについては、おいらせ町議会会議規則第127条第1項の規定により、手続をとるものであります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議員派遣の件については、お手元に配付してあります資料のとおり、7月19日、青森市において開催される県下町村議会議員研修会に全議員を派遣することにしたいと思っております。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p>
	(議員席)	***「なし」の声***
日程終了の告知	松林議長	<p>異議なしと認めます</p> <p>よって、議員派遣の件については、お手元に配付してあります資料のとおり、派遣することに決定いたしました。</p>
	松林議長	<p>日程第12、委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。</p> <p>議会運営委員長及び産業民生常任委員長から、所管事務の調査について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。</p> <p>お諮りします。</p> <p>各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。</p>
日程終了の告知	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。</p>
日程終了の告知	松林議長	<p>以上で、本定例会の会議に付された事件は、全て議了いたしました。</p>



会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 5 年 8 月 18 日

議 長 松 林 義 光

署名議員 佐々木 勝

署名議員 柏 崎 勉